

□■受験対策ミニ講座 21号 2023□■（養成所ニュースプラス 26号）

国家試験まであと9日となりました。過ぎていく日々に焦りが募っていませんか。まだ、9日間も時間はあります。温かい飲み物を体に入れ、焦る気持ちは大きな深呼吸で吐き出しましょう。

さあ、Plus Quizも残すところ後2問です。今回は年末に続き、当日午後の最終科目「更生保護制度」からの出題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかもあわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第31回問題 150】社会復帰調整官に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 社会復帰調整官は、地方検察庁に配属されている。
2. 社会復帰調整官は、医療刑務所入所中の者の生活環境の調整を行う。
3. 社会復帰調整官が、「医療観察法」の審判で処遇を決定する。
4. 社会復帰調整官は、精神保健観察のケア会議に支援対象者の参加を求めることができる。
5. 社会復帰調整官が、指定通院医療機関の指定を行う。

（注）「医療観察法」とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」のことである。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・(33期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(34期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・社会福祉振興・試験センターより、新型コロナウイルス感染症の感染防止、また不正行為防止対策について情報公開がありました。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?p=6417>

- ・令和4年12月9日に、第35回社会福祉士国家試験の受験票が投函（郵送）されました。

詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/shakai/index.html>

- ・第35回国家試験は、令和5年2月5日（日）です。

試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

- ・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて開催中です。

受験対策ガイダンス動画、オンデマンド動画（全19科目）の視聴が可能です。また、12月20日（火）より、国家試験直前対策講座（有料）の講義動画の視聴が開始となりました。是非ご活用ください。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

※国家試験直前対策講座（有料）については、受講確定者に対してご案内（受講確定通知）を郵便及びメールにて送付しています。

■Plus Info・・・・・・・・

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

■Plus Column

【合格した先輩からのメッセージ～キーワードは繰り返し】

今を踏ん張る皆さんに先輩からのメッセージです。

◆試験直前まで絶対にあきらめないことが大切です。◆残り少なくなっていくと、やることが山ほどあることに焦っていたが、愚直に過去問にあたり参考書やテキストで確認を繰り返した。◆今までやった過去問への書き込みとアンダーラインを何回も確認していった。◆シンプルでわかりやすく、コンパクトなものを直前まで繰り返し読み直した。◆養成所作成の「年表」に重要点を赤字で書き込み、繰り返し見直した。◆12月1月は、過去問や模擬試験を試験日と同じ条件で当日使う時計をしてマスクをつけてやった。◆最後は熱い気持ちが大事。でも気分転換も大事。

先輩からのエールを全身で受け止めていただけたことと思います。

次は前回に続き、予想できる心配は事前に解決して、当日は試験に集中できるようにしましょうというお話です。

毎年お伝えするのは、試験会場までの公共交通機関での移動についてです。まずは、入室開始時刻を目指した余裕のある時間設定にしましょう。乗り換えがある場合は、乗り換えにかかる時間、降車、発車ホームの番線などをアプリで調べておくとうれしいです。メモを作って手元に残しておきましょう。「受験の手引」にあるように会場の下見はできませんが、会場までの道順や最寄駅や乗換駅のトイレの場所などを確認することはできますね。この土日の気分転換にいかがでしょうか。

次は、当日までの、そして当日の食べ物についてです。受験生は、ブドウ糖、体を温めるもの、消化しやすいものを取ると良いといわれています。ブドウ糖を吸収するにはビタミンB1と一緒に取ると良いようです。また、体を温めようと辛いものを過剰にとるとお腹を壊すこともありますので気を付けましょう。景気づけに生ものを食べ過ぎるのも避けましょう。

当日午前中は、科目数も多く時間も長いので、朝食はしっかりととりましょう。マラソンやトライアスロン選手の中には、試合当日の朝食にお餅やバナナを食べる人がいます。脂っこいものは胃もたれしたり、冷たい食べ物は体を冷やします。

午後の試験時間は短いので、昼食は軽いもの、食べ慣れたもので済ませるのが無難です。神経が高ぶっていると空腹すら感じないことがあります。集中力保持にはチョコレートやドライフルーツ等糖度の高いものが良いようです。一方で、急な血糖値の上昇は眠気の誘因にもなります。食べ過ぎには気を付けて、うまく調整してください。

合計4時間の試験は、体も気持ちもへとへとなります。最後は、体力、気力の勝負です。皆さん体調を整え、万全の準備で試験に臨んでください。

【Plus Quiz 正答と解説】

先日、安部元首相銃撃事件の容疑者を「鑑定留置」をして精神鑑定を行ってきた結果、刑事責任能力を問えると判断したという報道がありました。精神障害のために善悪の判断がつかない等、通常の刑事責任を全く問えない状態を「心神喪失」といい、限定的に問える状態を「心神耗弱」といいます。

医療観察制度は「医療観察法」に基づいて行われます。医療観察の対象者は重大な他害行為を行い(1)心神喪失者又は心神耗弱者と認められ不起訴処分になった者、(2)心神喪失を理由として無罪の裁判が確定した者、(3)心神耗弱を理由として刑を軽減する旨の裁判が確定した者となります。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせ

つ及び傷害の罪に当たる行為をいいます。「医療観察法」は、このような対象者の社会復帰を促進することを目的としています。

医療観察制度の処遇の流れは、(1) 審判 (2) 医療 (3) 地域社会における処遇からなります。テキスト 20「更生保護制度」p.105 図 4-1 を確認しておきましょう。

1. ×社会復帰調整官は、保護観察所に配属される国家公務員です。処遇開始時から終了時まで一貫して関与します。
 2. ×生活環境の調整は、指定入院医療機関に入院中の者に行います。退院後の円滑な社会復帰の促進のため、退院先の確保や退院後に必要な医療および援助実施体制の整備を進めます。
 3. ×「医療観察法」の審判では、原則として、地方裁判所の裁判官 1 人と精神保健審判員 1 人の合議体で行われます。
 4. ○ケア会議は、対象者の社会復帰を促進するために、処遇に係る関係機関が集まり、連携構築を目指します。情報共有をし、実施計画の評価や見直し等を行います。ケア会議には、対象者自身や家族等に参加を求めることができるとされています。
 5. ×指定通院医療機関の指定は、厚生労働大臣が行います。
- ※社会復帰調査官は、第 31、32、34 回で出題されています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus